

令和 3 年度

小郡市市民提案型協働事業補助金 募集要領

少子高齢化や公的サービスの高度化・多様化が進む中、市民活動団体※には、新たな公的サービスの担い手としての役割が期待されています。

市民提案型協働事業は、市民活動団体が提案する、市との協働によって地域課題の解決にあたる取り組みに対し、市が財政面・広報面などで支援する事業です。

小郡市がめざす「協働のまちづくり」をさらに進めていくことを目的としています。

※市民活動団体…NPO やボランティア団体など

1 対象となる団体・事業

①団体の条件

小郡市内に活動拠点を置く 5 名以上の団体

②事業の条件

次のすべての条件を満たす事業が対象です。

- ・主に小郡市内又は小郡市民を対象として実施する事業
- ・地域課題の解決につながると認められる事業
- ・行政と協働して実施することが妥当であると認められる事業
- ・市民活動団体の特性や専門性を生かした事業
- ・当該年度中（補助決定日～令和 4 年 3 月 31 日）に終了する事業

③対象外の事業

- ・物販などの営利を目的とした事業
- ・政治活動及び宗教活動
- ・団体構成員の親睦のみを目的とした事業
- ・特定の団体や個人のみが利益を受ける事業
- ・市の他の補助制度や委託を受けて実施する事業 など

【令和 2 年度に採択された事業（例）】

子どもたちの安全・安心な居場所づくり／高齢者の健康維持のための居場所づくり／
小郡子ども歴史博士の育成／踊りをとおしたボランティア活動／
障がいがある子どもとその家族のための居場所づくり など

2 補助の対象となる経費と補助率

項目	内容	補助率
報酬	外部講師等に支払う謝金	10 分の 10 以内
旅費	外部講師等への交通費や宿泊費 スタッフの交通費	
消耗品費	事業の実施に係る消耗品費	
燃料費	機材、車両等の燃料費	
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の印刷費	
光熱水費	事業の実施に係る光熱水費	
通信運搬費	連絡等のための郵便代、電話代等	
広告料	新聞・雑誌等への広告料	
手数料	手続等に係る手数料	
保険料	事業の実施に係る保険料	
委託料	事業の実施に関わる行為の一部を 外部に委託する際の委託料	
使用料・賃借料	会場使用料や機材・車両等の借上料	
備品購入費	事業の実施に係る備品の購入費	・ 補助の上限あり (1 品あたり単価 5 万円) ・ パソコン等の OA 機器は 2 分の 1 以内の補助とし、 かつ 1 品あたり上限 5 万円 ・ 総事業費に占める備品購入 費は 2 分の 1 以内
その他市長が 必要と認める費用	上記以外で市長が必要と認める費用	10 分の 10 以内

※備品を購入する場合は、収支予算書に見積書の添付が必要です。

備品にあたる物品など、詳細は別紙「物品分類表」をご確認ください。

※対象外となる経費があります。

例：スタッフの人件費、修繕費、食糧費（軽微なものを除く）など

3 補助メニュー

市民提案型協働事業では、団体の活動実績や事業の段階に応じて利用できる、2つの補助メニューを用意しています。

スタート応援補助金

市民活動をこれから始めたい、団体を立ち上げたいと考えている皆さんの、新たな取り組みのスタートを応援します。

条件 公益性があり、次年度以降の実現可能性が高いと判断される事業であること

補助額 1件あたり上限 **10万円**
(3件程度採択予定)

協働事業補助金

市民活動団体が提案する、市との協働により地域課題の解決にあたる事業を支援します。

条件 活動実績が1年以上ある団体が実施する事業で、公益性が認められる事業であること

補助額 1件あたり上限 **30万円**
(6件程度採択予定)

4 審査スケジュール

書類提出

4月20日（火）までに応募書類を提出してください。

一次審査

提出された書類をもとに、要件を満たしているか審査します。

二次審査

【4月27日（火）午後】
応募団体によるプレゼンテーションと、ヒアリングによる審査です。
協働の対象となる事業担当課も審査に参加します。

事業採択

【5月上旬】
採択団体の決定後、結果をすべての応募団体に通知します。

事業実施

決定通知後、事業を実施してください。

5 応募について

募集期間 令和3年4月1日（木）～令和3年4月20日（火）

応募方法 郵送または持参により、書類を提出

提出書類 ①事業提案書（様式第1号）
②事業計画書（様式第1号－2）
③収支予算書（様式第1号－3）
④団体調書（様式第2号）
⑤構成員名簿（任意様式）
⑥直近1年間の事業実績報告書（任意様式）

※指定の様式は、市ホームページからダウンロードできます

6 実績報告書の提出

事業終了後は、事業実績報告書の提出が必要です。

提出期限 事業完了日から30日以内 または 令和4年3月31日まで

提出書類 ①補助金実績報告書（様式第6号）
②事業実績報告書（様式第6号－2）
③収支決算書（様式第6号－3）
④事業の様子がわかる写真及びその他必要な資料（任意様式）

※指定の様式は、市ホームページからダウンロードできます

7 留意事項

補助金の交付決定を受けた団体が、次の条件のうちいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

ア 虚偽又は事実と異なる申請により補助金の交付決定を受けたとき

イ 事業の実施が困難と認められるとき

ウ 事業の変更または一部中止により、当初の目的を達成することができないと認められるとき

補助金の取り消しを受けたときに、既に受け取った補助金がある場合は、その全部または一部を速やかに返還しなければなりません。

8 申込み・問合せ

小郡市役所 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係

〒838-0198 小郡市小郡 255-1

電話 0942-72-2111 FAX 0942-73-4466

✉community-s@city.ogori.lg.jp